

平成24年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成24年度11月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 住宅政策課	1 2 3 4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		12
	4 繰越明許費に関する調書	環境立県推進課 住宅政策課	13
	5 債務負担行為に関する調書	衛生環境研究所	14

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	平成24年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算		
	1 繰越明許費に関する調書	水・大気環境課	15

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第20号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	住宅政策課	16
議案第22号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	くらしの安心推進課	26
		住宅政策課	27

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,737,684	67,000	2,804,684				67,000	
水・大気環境課	511,697	△2,055	509,642	△2,055				
住宅政策課	2,197,421	△13,851	2,183,570	△6,925	△6,000	235	△1,161	
合計	7,132,343	51,094	7,183,437	△8,980	△6,000	235	65,839	県負担額
(一般会計)								
環境立県推進課	エネルギーシフト加速化事業に係る補正							
水・大気環境課	低コスト型農業集落排水施設更新支援事業に係る補正							
衛生環境研究所	[債務負担行為] 衛生環境研究所庁舎機械警備業務に係る補正							
住宅政策課	公営住宅整備事業に係る補正 他							
(天神川流域下水道事業特別会計)								
水・大気環境課	[繰越明許費] 流域下水道事業費に係る補正							

(注) 起債欄の上段( )書きは交付税措置額を除いた金額である。  
 県負担額は起債欄の( )書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7879)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
エネルギーシフト加速事業	237,317	67,000	304,317				67,000	
トータルコスト	250,191	67,000	317,191	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	補助金交付				
工程表の政策目標(指標)	本年度末における再生可能エネルギー設備の導入量を684,908kW、電力自給率を26.1%とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域に賦存する再生可能エネルギーの利用を促進し、地域のエネルギー自給率の向上、地球温暖化防止を図る。

2 主な事業内容

非住宅用太陽光発電システム導入支援

非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の9月補正予算の成立を受け交付申請受付を再開したところ、9月補正予算額を超える申請があった。

事業者の積極的なエネルギーシフトへの投資を加速化させるために、現在予算額を超えている申請分の交付決定に要する経費について補正を行う。

また、当該太陽光発電システムの設置が年度内に完了できない見込みであるため、明許繰越を行う。

【参考：非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の概要】

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムを導入して、その電気を一部、又は、全て自家消費する場合に導入に要する経費の一部を助成する。

補助率	1/2以内
対象設備	出力4kW以上
限度額	@37万円/kW、500万円以内
その他	国庫補助金等が利用可能な場合は当該補助金等の活用を優先すること

3 これまでの取組状況、改善点

〈補助金の申請状況〉

(単位：千円)

区分	予算額	交付申請額		不足額
当初	33,500	33件	84,293	—
9月補正	80,000	27件	95,324	—
	(当初申請不足分 57,000)			
	(追加申請分 23,000)			
合計	113,500	60件	179,617	66,117

平成24年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産費

3項 農地費

水・大気環境課（内線：7401）

2目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低コスト型農業集落排水施設整備更新支援事業	58,000	△2,055	55,945	△2,055				
トータルコスト	58,805	△2,055	56,750	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				
工程表の政策目標（指標）	生活排水処理人口普及率の向上							
事業内容の説明								
事業費の確定に伴う補助金の減額による補正								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	892,767	△13,851	878,916	△6,925	<△6,000> △6,000		△926	県負担額 △6,926
トータルコスト	923,183	△13,851	909,332	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.7人	0.0人	4.7人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
エコ改善(断熱・省エネ改修、設備・配管改修)事業スケジュールの見直しに伴う減額補正。								
鳥取県あんしん賃貸 支援事業	5,610	470	6,080	235		(繰入金) 235		
トータルコスト	9,633	470	10,103	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	制度周知啓発、相談対応、関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居							
事業内容の説明								
専任相談員による相談対応件数が倍増したため相談員配置委託料を増額する。								
【委託事業の概要】								
委託先	(社)鳥取県宅地建物取引業協会							
委託内容	専任相談員の配置 配置人数:2名(東・中部1名、西部1名) 業務内容:事業周知、相談・問合せ対応、入居に係る調整等							
鳥取エコハウス推進 事業	9,205	△470	8,735	△235			△235	
トータルコスト	14,837	△470	14,367	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	-				
工程表の政策目標(指標)	平成27年度におけるCASBEEを利用した新築戸建木造住宅の着工割合5%を目指す							
事業内容の説明								
県産スギ材耐力壁の開発に係る事業費の確定に伴う減額補正。								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	141,154		141,154	65,812		65,812	47,087		47,087
2 給料	1,414,744		1,414,744	707,564		707,564	294,422		294,422
3 職員手当等	779,753		779,753	366,181		366,181	156,246		156,246
4 共済費	559,792		559,792	281,354		281,354	121,396		121,396
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	7,128		7,128						
8 報償費	66,032	121	66,153	8,101		8,101	7,593		7,593
9 旅費	75,629	15	75,644	24,071		24,071	18,093		18,093
費用弁償	3,541		3,541	1,104		1,104	890		890
普通旅費	44,266		44,266	18,181		18,181	12,892		12,892
特別旅費	27,822	15	27,837	4,786		4,786	4,311		4,311
10 交際費									
11 需用費	220,484	1,697	222,181	112,141		112,141	66,890		66,890
12 役務費	73,399	27	73,426	28,913		28,913	23,957		23,957
13 委託料	869,843	5,951	875,794	464,798		464,798	401,672		401,672
14 使用料及び賃借料	74,456		74,456	33,952		33,952	26,963		26,963
15 工事請負費	43,192	43,254	86,446	30,131		30,131	30,131		30,131
16 原材料費									
17 公有財産購入費	210		210	210		210	210		210
18 備品購入費	106,098		106,098	77,236		77,236	51,493		51,493
19 負担金、補助及び交付金	7,026,819	67,000	7,093,819	669,175	67,000	736,175	669,051	67,000	736,051
20 扶助費	1,330,878		1,330,878						
21 貸付金	972,997		972,997						
22 補償、補填及び賠償金	350		350	350		350	350		350
23 償還金、利子及び割引料	4,170		4,170						
24 投資及び出資金									
25 積立金	209,564		209,564	198,055		198,055	198,055		198,055
26 寄附金	30,500		30,500						
27 公課費	30		30						
28 繰出金									
予備費									
計	14,007,222	118,065	14,125,287	3,068,044	67,000	3,135,044	2,113,609	67,000	2,180,609
財源									
内 国庫支出金	1,518,361		1,518,361	362,639		362,639	362,639		362,639
地方債	12,000		12,000						
その他	3,903,711		3,903,711	131,100		131,100	128,187		128,187
一般財源	8,573,150	118,065	8,691,215	2,574,305	67,000	2,641,305	1,622,783	67,000	1,689,783

平成24年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	40,804		40,804
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	5,864		5,864
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	6,063		6,063
9	旅費	13,890		13,890
	費用弁償	800		800
	普通旅費	9,447		9,447
	特別旅費	3,643		3,643
10	交際費			
11	需用費	40,132		40,132
12	役務費	19,965		19,965
13	委託料	381,389		381,389
14	使用料及び賃借料	23,597		23,597
15	工事請負費	30,131		30,131
16	原材料費			
17	公有財産購入費	210		210
18	備品購入費	48,532		48,532
19	負担金、補助及び交付金	647,816	67,000	714,816
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金	350		350
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	198,055		198,055
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,456,798	67,000	1,523,798
財源内訳	国庫支出金	351,718		351,718
	地方債			
	その他	24,344		24,344
	一般財源	1,080,736	67,000	1,147,736

平成24年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費								
	うち生活環境部			3項 農地費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	340,178		340,178	5,800		5,800			
2 給料	2,568,980		2,568,980	4,522		4,522	4,522		4,522
3 職員手当等	1,301,721		1,301,721	1,873		1,873	1,873		1,873
4 共済費	1,016,314		1,016,314	2,309		2,309	1,415		1,415
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	1,003		1,003						
8 報償費	38,938		38,938	1,200		1,200			
9 旅費	99,666		99,666	1,066		1,066	160		160
費用弁償	4,054		4,054						
普通旅費	87,387		87,387	741		741	160		160
特別旅費	8,225		8,225	325		325			
10 交際費									
11 需用費	528,710		528,710	6,857		6,857	156		156
12 役務費	125,129		125,129	1,315		1,315	54		54
13 委託料	1,568,113	△4,160	1,563,953	25,368		25,368			
14 使用料及び賃借料	167,238		167,238	1,255		1,255	190		190
15 工事請負費	4,701,384	567,759	5,269,143						
16 原材料費	1,726		1,726						
17 公有財産購入費	167,030		167,030						
18 備品購入費	89,896		89,896	189		189			
19 負担金、補助及び交付金	10,712,410	92,359	10,804,769	144,436	△2,055	142,381	142,791	△2,055	140,736
20 扶助費									
21 貸付金	811,909		811,909						
22 補償、補填及び賠償金	60,476	400	60,876						
23 償還金、利子及び割引料	303,893		303,893						
24 投資及び出資金	10		10						
25 積立金	175,700	15,000	190,700						
26 寄附金									
27 公課費	349		349						
28 繰出金	292,896		292,896						
予備費									
計	25,073,669	671,358	25,745,027	196,190	△2,055	194,135	151,161	△2,055	149,106
財 国庫支出金	5,333,669	324,850	5,658,519	73,875	△2,055	71,820	73,625	△2,055	71,570
源 地方債	2,073,000	268,000	2,341,000						
内 そ の 他	3,476,935	36,737	3,513,672	4,510		4,510			
訳 一般財源	14,190,065	41,771	14,231,836	117,805		117,805	77,536		77,536

平成24年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	3項 農地費			
	2目 土地改良費			
1	報酬			
2	給料	4,522		4,522
3	職員手当等	1,873		1,873
4	共済費	1,415		1,415
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費			
9	旅費	160		160
	費用弁償			
	普通旅費	160		160
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	156		156
12	役務費	54		54
13	委託料			
14	使用料及び賃借料	190		190
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	142,791	△2,055	140,736
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	151,161	△2,055	149,106
財	国庫支出金	73,625	△2,055	71,570
源	地方債			
内	その他			
訳	一般財源	77,536		77,536

平成24年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
				うち生活環境部						
							6項 住宅費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	296,284		296,284	38,082		38,082	36,081		36,081	
2 給料	2,049,638		2,049,638	274,244		274,244	186,234		186,234	
3 職員手当等	1,033,492		1,033,492	134,861		134,861	95,480		95,480	
4 共済費	819,721		819,721	105,495		105,495	75,780		75,780	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金	500		500							
8 報償費	10,838		10,838	638		638	383		383	
9 旅費	80,481		80,481	7,575		7,575	2,640		2,640	
費用弁償	2,216		2,216	709		709	150		150	
普通旅費	75,711		75,711	6,560		6,560	2,370		2,370	
特別旅費	2,554		2,554	306		306	120		120	
10 交際費										
11 需用費	735,117		735,117	64,088		64,088	56,487		56,487	
12 役務費	153,976		153,976	21,959		21,959	17,500		17,500	
13 委託料	5,930,650	61,113	5,991,763	859,822	△13,851	845,971	367,815	△13,851	353,964	
14 使用料及び賃借料	254,780		254,780	24,594		24,594	14,934		14,934	
15 工事請負費	21,575,867	1,563,344	23,139,211	980,847		980,847	880,712		880,712	
16 原材料費	4,320		4,320	320		320	320		320	
17 公有財産購入費	1,513,044		1,513,044							
18 備品購入費	353,133		353,133	15,763		15,763	100		100	
19 負担金、補助及び交付金	8,165,444	120,737	8,286,181	875,026		875,026	521,555		521,555	
20 扶助費										
21 貸付金	23,734		23,734	23,734		23,734	23,734		23,734	
22 補償、補填及び賠償金	2,138,264	99,586	2,237,850	20,903		20,903	14,900		14,900	
23 償還金、利子及び割引料	34,725		34,725	29,725		29,725	29,725		29,725	
24 投資及び出資金										
25 積立金	130,194		130,194	130,194		130,194	130,194		130,194	
26 寄附金										
27 公課費	7,884		7,884							
28 繰出金	4,059		4,059	4,059		4,059				
予備費										
計	45,316,145	1,844,780	47,160,925	3,611,929	△13,851	3,598,078	2,454,574	△13,851	2,440,723	
財源										
内	国庫支出金	13,722,668	607,882	14,330,550	683,687	△6,925	676,762	609,653	△6,925	602,728
内	地方債	14,455,000	588,000	15,043,000	390,000	△6,000	384,000	390,000	△6,000	384,000
内	その他	2,053,511	15,785	2,069,296	813,173	235	813,408	758,349	235	758,584
訳	一般財源	15,084,966	633,113	15,718,079	1,725,069	△1,161	1,723,908	696,572	△1,161	695,411

平成24年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	6項 住宅費			
	2目 住宅建設費			
1	報酬	8,482		8,482
2	給料	7,400		7,400
3	職員手当等			
4	共済費	1,305		1,305
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	383		383
9	旅費	1,740		1,740
	費用弁償			
	普通旅費	1,620		1,620
	特別旅費	120		120
10	交際費			
11	需用費	2,458		2,458
12	役務費	5,240		5,240
13	委託料	89,680	△13,851	75,829
14	使用料及び賃借料	3,580		3,580
15	工事請負費	771,143		771,143
16	原材料費	320		320
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	100		100
19	負担金、補助及び交付金	426,254		426,254
20	扶助費			
21	貸付金	23,734		23,734
22	補償、補償及び賠償金	14,900		14,900
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	130,194		130,194
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,486,913	△13,851	1,473,062
財	国庫支出金	607,432	△6,925	600,507
源	地方債	390,000	△6,000	384,000
内	その他	106,876	235	107,111
訳	一般財源	382,605	△1,161	381,444

平成24年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	121,540		121,540
2	給料	1,030,994		1,030,994
3	職員手当等	525,391		525,391
4	共済費	407,599		407,599
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金	135		135
8	報償費	15,839		15,839
9	旅費	38,754		38,754
	費用弁償	2,557		2,557
	普通旅費	28,958		28,958
	特別旅費	7,239		7,239
10	交際費			
11	需用費	191,720		191,720
12	役務費	59,747		59,747
13	委託料	1,395,152	△13,851	1,381,301
14	使用料及び賃借料	65,147		65,147
15	工事請負費	1,010,978		1,010,978
16	原材料費	320		320
17	公有財産購入費	210		210
18	備品購入費	93,238		93,238
19	負担金、補助及び交付金	1,768,119	64,945	1,833,064
20	扶助費			
21	貸付金	23,934		23,934
22	補償、補填及び賠償金	21,253		21,253
23	償還金、利子及び割引料	29,725		29,725
24	投資及び出資金			
25	積立金	328,489		328,489
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	4,059		4,059
	予備費			
	計	7,132,343	51,094	7,183,437
財源内訳	国庫支出金	1,120,498	△8,980	1,111,518
	地方債	390,000	△6,000	384,000
	その他	1,000,078	235	1,000,313
	一般財源	4,621,767	65,839	4,687,606

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
負担金、補助及び交付金	・非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金	67,000
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
負担金、補助及び交付金	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	△ 2,055

## 繰越明許費に関する調書

生活環境部

(単位：千円)

追加

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
4	2	4	エネルギーシフト 加速化事業費	304,417	67,000				67,000	補助事業者による非住宅用太陽光発電設備の設置が年度内に完了することが困難となるため。
8	6	2	公営住宅整備 事業費	892,767	200,670		178,000		22,670	工事予定住棟の入居者との調整に不測の日数を要し工事着手が遅れたため。
計				1,197,184	267,670	0	178,000	0	89,670	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成24年度 衛生環境研究所庁舎機械警 備業務委託	千円 3,300		千円		千円 3,300	千円	千円	千円	千円 3,300

繰越明許費に関する調書

生活環境部

(単位：千円)

追加

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
流域下水道事業	流域下水道建設	流域下水道建設事業費	流域下水道事業費	219,219	12,000	6,000	3,000	3,000		当初、自家発電機本体のみの更新を対象としていたが、詳細な調査を行ったところ、発電機を制御する制御盤に互換が無く、制御盤の設計が追加となった結果、年度内完成が困難となった。
計				219,219	12,000	6,000	3,000	3,000	0	

条例名等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正され、条例で公営住宅の整備基準及び入居者の収入基準等を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。</p> <p>(2) 子育てしやすい環境の整備を図るため、優先入居の対象となる子育て世帯を拡大する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 県営住宅の整備は、公営住宅等整備基準に定める基準に従うほか、県産材の活用、ユニバーサルデザインの導入等に努めることとする。</p> <p>(2) 県営住宅の入居収入基準は、次のとおりとする(現行どおり)。</p> <p>ア イ以外の者 15.8万円</p> <p>イ 高齢者、障がい者等特に居住の安定が必要な者 21.4万円</p> <p>(3) (2)のイを適用する者及び優先入居の対象となる者に、義務教育期間が終了するまでの子がいる者を加える。</p> <p>(4) 用途廃止等が予定されている県営住宅に、入居期間を限定した期限付入居制度を導入することとし、これに関する手続について定める。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(6) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(2)及び(3)を除き、公布日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 県営住宅等の整備（第2条の2・第2条の3）</u></p> <p><u>第3章 県営住宅等の管理（第3条—第24条の2）</u></p> <p><u>第4章 社会福祉法人等による県営住宅の使用（第24条の2の2—第24条の8）</u></p> <p><u>第5章 中堅所得者等による県営住宅の使用（第24条の9—第24条の12）</u></p> <p><u>第6章 駐車場の管理（第24条の13—第24条の19）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第25条—第29条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>県営住宅等の設置及び管理に関する事項について定め、住宅に困窮する低額所得者に対して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で提供することを目的とする。</u></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 県営住宅等 県営住宅及び共同施設をいう。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>第2章 県営住宅等の整備</u></p> <p>（設置）</p> <p>第2条の2 <u>県営住宅等を別表第1のとおり設置する。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>県営住宅及び共同施設の設置並びにこれらの管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>（設置）</p> <p>第2条の2 <u>県営住宅（共同施設を含む。）を別表第1のとおり設置する。</u></p>

(整備基準)

第2条の3 県営住宅等は、次に掲げるところにより、整備するものとする。

- (1) 周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するようにすること。
- (2) 安全、衛生、美観等を考慮するとともに、県営住宅の入居者等の年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、便利で快適に居住し、又は利用できるようにすること。
- (3) 県産材（県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。）の使用に努めることにより、環境との調和及び地場産業の振興に配慮すること。
- (4) 設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の削減を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に従うこと。

第3章 県営住宅等の管理

(入居者の公募)

第3条 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に  
応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

(入居者の公募)

第3条 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に  
応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下「旧令」という。）第6条第4項で定める場合

旧令第6条第5項第1号に規定する金額

(ア) その者又は同居する者に障がいのある者  
で規則で定める要件に該当するものがあるこ  
と。

(イ) その者又は同居する者に原子爆弾被爆者  
に対する援護に関する法律（平成6年法律第  
117号）第11条第1項の規定による厚生労働  
大臣の認定を受けている者がいること。

(ウ) その者又は同居する者に海外からの引揚  
者（以下「引揚者」という。）で本邦に引き  
揚げた日から起算して5年を経過していない  
ものがあること。

(エ) その者又は同居する者にハンセン病療養  
所入所者等に対する補償金の支給等に関する  
法律（平成13年法律第63号）第2条に規定す  
るハンセン病療養所入所者等（以下「ハンセ  
ン病療養所入所者等」という。）がいること。

(オ) その者が60歳以上の者であり、かつ、同  
居する者のいずれもが60歳以上又は18歳未満  
の者であること。

(カ) 同居する者に中学校（中等教育学校の前  
期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第  
7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、  
又は修了するまでの児童がいること。

イ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の  
場合 21万4千円（災害発生の日から3年を経  
過した後は、15万8千円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8千  
円

(3) 略

(4) その者又は同居する者が暴力団員による不当  
な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77  
号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴  
力団員」という。）でないこと。

2・3 略

(入居者資格の特例)

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了によ

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項  
若しくは激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政  
援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）  
第22条第1項の規定による国の補助に係るもの  
又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する  
場合において知事が災害により滅失した住宅に  
居住していた低額所得者に転貸するため借り上  
げるものである場合 旧令第6条第5項第2号  
に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧令第6  
条第5項第3号に規定する金額

(3) 略

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しよう  
とする者が暴力団員による不当な行為の防止等  
に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号  
に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  
でないこと。

2・3 略

(入居者資格の特例)

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は

り当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備えている者とみなす。公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者（第24条の2第1項の期限の到来に伴い明渡しをしようとする者を除く。）についても、同様とする。

2 略

(入居の申込み及び決定)

第6条 略

2 略

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者

(2) 20歳未満の子と同居する配偶者のない者

(3) 5人以上の世帯又は18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者

(4)～(6) 略

(7) 障がいのある者で規則で定める要件に該当するもの(以下「障がい者」という。)

(8) 同居する者(親族に限る。)に障がい者がいる者

(9) 略

(10) ハンセン病療養所入所者等

(11)～(13) 略

(入居補欠者)

第8条 略

2 知事は、入居決定者が県営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合において

公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備えている者とみなす。

2 略

(入居の申込み及び決定)

第6条 略

2 略

3 知事は、借上げに係る県営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者

(2) 18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者

(3) 5人以上の世帯を構成する者

(4)～(6) 略

(7) 障害者で規則で定める要件に該当するもの(以下「障害者」という。)

(8) 現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がいる者

(9) 略

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(11)～(13) 略

(入居補欠者)

第8条 略

2 知事は、入居決定者が県営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合において

は、第6条第2項の規定を準用する。

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居決定者(前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。)

は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。

(2) 略

2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、連帯保証人の保証を要しないものとすることができる。

3・4 略

(同居の承認)

第9条の2 略

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に並び、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。

(3) 略

(4) 略

(入居の承継の承認)

第9条の3 略

2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に並び、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。

(3) 略

3～5 略

(修繕費用の負担)

第14条 県営住宅等の費用又は修繕に要する費用は、次条の規定により入居者の負担とするもののほか、県の負担とする。ただし、借上げに係る県営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとす

は、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居決定者(前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。)

は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 知事が適当と認める連帯保証人の連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。

(2) 略

2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、前項第1号の請書への連帯保証人の連署を免除することができる。

3・4 略

(同居の承認)

第9条の2 略

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(入居の承継の承認)

第9条の3 略

2 知事は、同居者が次に掲げる事由のすべてに該当しているときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。

(3) 略

3～5 略

(修繕費用の負担)

第14条 県営住宅及び共同施設の費用又は修繕に要する費用は、次条の規定により入居者の負担とするもののほか、県の負担とする。ただし、借上げに係る県営住宅の修繕に要する費用については、別に定め

る。

2 略

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2・3 略

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 第24条の2第1項の期限付入居決定を受けた場合において、期限が到来したとき。

(7) 略

2・3 略

4 知事は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、毎月、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日(同項第6号の規定に該当することによる請求にあっては、期限の翌日)から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(期限付入居)

第24条の2 知事は、借上げに係る県営住宅その他用途廃止、建替え等の予定日が決まっている県営住宅については、入居者の決定に併せて、期限を定めて当該県営住宅への入居を終了させ、当該期限は更新しない旨の決定(以下「期限付入居決定」という。)をすることができる。

2 期限付入居決定を受けた入居者は、期限が到来するまでに県営住宅を明け渡さなければならない。

るものとする。

2 略

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2・3 略

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(7) 略

2・3 略

4 知事は、第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、毎月、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 知事は、県営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、その旨を通知しなければならない。

3 知事は、期限付入居決定をしようとするときは、当該決定をしようとする者（次項において「入居予定者」という。）に対し、前項に規定する事項について書面により説明を行うものとする。

4 入居予定者は、前項の規定による説明を受けたときは、当該説明を受けた旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

5 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、期限が到来する日の6月前までに、期限が到来する旨及びその期日を通知しなければならない。

6 期限付入居決定を受けた入居者の同居者に対し第9条の3第1項又は第4項の承認を行う場合は、当該期限の範囲内で入居を終了させ、当該期限は更新しないものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

#### 第4章 社会福祉法人等による県営住宅の使用

(社会福祉法人等による県営住宅の使用の許可)

第24条の2の2 略

(使用許可の取消し)

第24条の8 略

#### 第5章 中堅所得者等による県営住宅の使用

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用)

第24条の9 略

(準用)

第24条の12 第24条の9の規定による県営住宅の使用については、第3条、第4条、第6条から第9条の3まで、第10条から第18条まで及び第22条から第24条の2までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「前3条」とあるのは「第24条の9」と、第10条第1項中「第21条の2第1項又は第22条の2第1項」とあるのは「第22条の2第1項」と、第22条第1項中「第9条の4第1項、第21条第1項若しくは第21条の3第1項の規定による家賃の決定、第12条(第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第21条の2第1項の規定による明渡しの請求、第21条の4の規定によるあっせん等」とあるのは「第24条の11の規

(社会福祉法人等による県営住宅の使用の許可)

第24条の2 略

(使用許可の取消し)

第24条の8 略

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用)

第24条の9 略

(準用)

第24条の12 第24条の9の規定による県営住宅の使用については、第3条、第4条、第6条から第9条の3まで、第10条から第18条まで及び第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「前2条」とあるのは「第24条の9」と、第10条第1項中「第21条の2第1項又は第22条の2第1項」とあるのは「第22条の2第1項」と、第22条第1項中「第9条の4第1項、第21条第1項若しくは第21条の3第1項の規定による家賃の決定、第12条(第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第21条の2第1項の規定による明渡しの請求、第21条の4の規定によ

定による家賃の決定、第12条の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予」と読み替えるものとする。

### 第6章 駐車場の管理

(駐車等の禁止)

第24条の13 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 略

2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の2の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等であって次に掲げる条件を備えているものは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。

(1)・(2) 略

(明渡請求)

第24条の18 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅駐車場の使用者（以下この項において「使用者」という。）に対し、当該県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 使用者又はその同居者（第24条の2の2の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために県営住宅駐車場を利用する者）が県営住宅駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(6)～(8) 略

2～8 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2第1項、第9条の3第1項及び第4項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条の2	略	
第1項	を同居させようとするときは	に県営住宅駐車場を使用させようとするときは

る家賃の決定、第12条の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予」と読み替えるものとする。

(駐車等の禁止)

第24条の13 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 略

2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等であって次に掲げる条件を備えているものは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。

(1)・(2) 略

(明渡請求)

第24条の18 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅駐車場の使用者（以下この項において「使用者」という。）に対し、当該県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 使用者又はその同居者（第24条の2の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために県営住宅駐車場を利用する者）が県営住宅駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(6)～(8) 略

2～8 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2、第9条の3第1項及び第4項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条の2	略	
	を同居させようとするときは	に県営住宅駐車場を使用させようとするときは

略		

	公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条で定めるところにより	規則で定めるところにより
略		

第7章 雑則

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅等の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。

2 略

別表第3（第26条関係）

この条例の条項	事務の内容
略	
第24条第1項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
第24条の2第3項から第5項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）	期限付入居決定に係る事務
略	

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。

2 略

別表第3（第26条関係）

この条例の条項	事務の内容
略	
第24条第1項及び第5項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第7条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第5条及び第7条の規定は、平成25年4月1日以降の入居者の決定について適用する。

3 新条例第5条第1項第2号アの(オ)の規定の適用については、平成25年4月1日前に57歳以上である者は、60歳以上の者であるものとみなす。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  受益と負担の公平の確保を図るため、アネロイド型圧力計の検定に係る事務について新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概要                  (1) アネロイド型圧力計の検定手数料は、1個につき90円とする。                  (2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>【参考】                  アネロイド型圧力計は、鉄道車両のブレーキの圧力を計測する機器であり、鉄道事業者が検査等のために分解・修理を行った場合は、計量法(平成4年法律第51号)の規定により都道府県知事の検定を受け、合格したものでなければ使用できない。                  山陰地方を管轄するJR西日本米子支社では、これまで当該検定を鳥根県で受けていたが、今後は、鳥取県でも受検したい旨の申し出があったことから検定手数料を定めるものである。</p>

条例名等

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

受益と負担の公平の確保を図るため、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、低炭素建築物の新築等に関する計画（以下「計画」という。）の認定等に関する事務について新たに手数料を徴収する。

2 概要

(1) 次のとおり計画の認定等について新たに手数料を徴収する。

区分	金額		
	適合証のない場合	適合証のある場合	
計画の認定	住宅部分	32,000円（1戸の場合）～ 548,000円（301戸以上の場合）	4,000円（1戸の場合）～ 163,000円（301戸の場合）
	共用部分	101,000円（300㎡以下の場合）～ 469,000円（25,000㎡超の場合）	9,000円（300㎡以下の場合）～ 190,000円（25,000㎡超の場合）
	住宅部分及び共用部分以外の部分	224,000円（300㎡以下の場合）～ 841,000円（25,000㎡超の場合）	9,000円（300㎡以下の場合）～ 190,000円（25,000㎡超の場合）
計画の変更の認定	変更する部分	計画の認定に係る手数料の半額	
	増加し、又は減少する部分	計画の認定に係る手数料と同額	

※「適合証」……民間の審査機関による技術的審査に適合した場合に発行される証明書

(2) 施行期日は、公布日とする。

<参考 制度の概要>

市街化区域等において低炭素化・エネルギー利用の合理化の普及及び、住宅市場・地域経済の活性化を図ることを目的に、一定の省エネ基準を満たす住宅・建築物を認定する制度。当該認定を受けた建物については、所得税減税等の特例措置が可能となる。

○住宅 10年間の所得税減税額と登録免許税率の特例措置

<所得税>

居住年	所得税最大減税額引き上げ(10年間)
H24年	400万円(一般300万円)
H25年	300万円(一般200万円)

<登録免許税率>

区分	登録免許税率引き下げ
保存登記	0.1%(一般0.15%)
移転登記	0.1%(一般0.3%)

○建築物 容積率の緩和措置

低炭素に資する設備(蓄電池、蓄熱槽等)について通常の建築物の床面積を超える部分について容積率の算定から除外できる。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（2の項(1)に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 <u>アネロイド型圧力計</u> (計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超えるもの及びアネロイド型血圧計を除く。)</td> <td>1個につき90円</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1～3 略	略	4 <u>アネロイド型圧力計</u> (計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超えるもの及びアネロイド型血圧計を除く。)	1個につき90円	5 略	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（2の項(1)に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1～3 略	略	4 略	略
区分	金額														
1～3 略	略														
4 <u>アネロイド型圧力計</u> (計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超えるもの及びアネロイド型血圧計を除く。)	1個につき90円														
5 略	略														
区分	金額														
1～3 略	略														
4 略	略														

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第315号の2中「登録住宅性能評価機関」の次に「（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、同項中第315号の4の次に次の2号を加える。

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）

第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係るもの・次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証（低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したものをいう。以下同じ。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1戸	1件につき32,000円	1件につき4,000円
2戸以上5戸以下	1件につき64,000円	1件につき9,000円
6戸以上10戸以下	1件につき91,000円	1件につき16,000円
11戸以上25戸以下	1件につき128,000円	1件につき27,000円
26戸以上50戸以下	1件につき184,000円	1件につき43,000円
51戸以上100戸以下	1件につき262,000円	1件につき76,000円
101戸以上200戸以下	1件につき357,000円	1件につき122,000円
201戸以上300戸以下	1件につき467,000円	1件につき153,000円
301戸以上	1件につき548,000円	1件につき163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1件につき101,000円	1件につき9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件につき169,000円	1件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき262,000円	1件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき336,000円	1件につき120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき403,000円	1件につき153,000円
25,000平方メートル超	1件につき469,000円	1件につき190,000円

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1件につき224,000円	1件につき9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件につき358,000円	1件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき509,000円	1件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、	1件につき623,000円	1件につき120,000円

10,000平方メートル以下		
10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下	1件につき737,000円	1件につき153,000円
25,000平方メートル超	1件につき841,000円	1件につき190,000円

イ 共用部分のある共同住宅全体に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（ア）及び（イ）に定める額を合計した額

ウ 共同住宅の共用部分以外の部分又は一戸建ての住宅に係るもの アの（ア）に定める額

エ 住宅以外の建築物全体に係るもの アの（ウ）に定める額

(315の6) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の戸数の増加を伴う変更に係るもの 次の（ア）から（エ）までに定める額を合計した額

（ア） 増加する住宅の戸数に応じ、前号アの（ア）に定める額

（イ） 変更する住宅（増加する住宅を除く。）の戸数に応じ、前号アの（ア）に定める額に2分の1を乗じて得た額

（ウ） 変更後の共用部分（増加する共用部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する共用部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの（イ）に定める額

（エ） 変更後の非住宅部分（増加する非住宅部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの（ウ）に定める額

イ 住宅の戸数の増加を伴わない変更に係るもの アの（イ）から（エ）までに定める額を合計した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。